

第 80 回審査会（令和 5 年 7 月 6 日）

15 時 29 分 開会

【 1 開 会 】

事務局 定刻前ではありますが委員の皆様もお揃いですので、ただいまより第 80 回加古川市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

はじめに、このたびの審査会は、委嘱後初めての審査会となりますので、高田総務部長より委嘱状を交付させていただきます。

（各委員に委嘱状交付）

事務局 このたび、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

では、お配りしております名簿順に小川委員よりお願いします。

（各委員自己紹介）

事務局 ありがとうございます。

次に事務局の自己紹介を申し上げます。

（事務局自己紹介）

事務局 本日の審査会につきましては、審査会委員 5 名に対し、出席委員 5 名であることから、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則第 2 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、審査会が成立することを報告させていただきます。

【 2 議 題 】

《（ 1 ） 委員長等選任》

事務局 それでは、議題に入ります。

議題（ 1 ）「委員長等選任」ですが、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例第 5 条第 1 項において、委員長は委員の皆様の中より互選していただくことになっております。

恐れ入りますが、ご協議いただきますようお願いいたします。

委員 小川委員にお願いできないかと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

(他の委員も同意)

事務局 それでは、委員の皆様の互選により、小川委員に委員長をお願いしたいと思えます。小川委員、委員長席をお願いいたします。

(小川委員長、委員長席に移動)

事務局 続きまして、加古川市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第3項の規定による委員長の職務代理者の指名と、以降の議事進行について、小川委員長よろしくをお願いいたします。

委員長 今期、委員長を務めることとなりました。委員の皆様、ご協力をよろしくをお願いいたします。

 委員長の職務代理者については、丸山委員を指名させていただきます。丸山委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

 丸山委員、どうぞよろしくをお願いいたします。

(丸山委員了承)

《 (2) 令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について (報告) 》

委員長 次に、議題(2)「令和4年度情報公開・個人情報保護制度の運用状況について (報告)」に入ります。

 事務局より説明願います。

事務局 (別紙資料に基づき説明)

委員長 ありがとうございました。

 委員の皆様より質問等はございますか。

委員 特定の方からの申請が多いということですが、悪質な申請なのですか。そうでもないですか。

事務局 複数名いらっしゃるが、いずれの方も目的をもって請求されており、目的無く大量の請求を行うような事例等はございません。

委員長 特定の方からの請求を除いて、令和3年度と令和4年度を比べて特定の分野で請求が増えた事例はありますか。

事務局 特筆すべき変化はございません。

委員 個人情報の外部提供について、照会は警察が主との事だが、他の団体等がありますか。

事務局 他自治体、裁判所、弁護士からの照会がございます。

委員 保有個人情報の開示における、不開示情報の適用状況において、任意提供情報の不開示理由はなんですか。

事務局 生活保護に関する記録で、保護受給者の扶養義務者への聞き取り内容は、開示しないとの条件で任意に提供された情報のため、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるとして、不開示となっています。

委員長 その他特にございませんか。特にないようでしたら、次にまいります。

《（３）情報公開・個人情報保護審査会審査要領の改正について》

委員長 次に、議題（３）「情報公開・個人情報保護審査会審査要領の改正について」ですが、まず、改正案について事務局から提案いただきたいと思います。

事務局 （別紙資料に基づき説明）

委員長 事務局からの提案は終わりました。
委員の皆様より、質問等がございますか。

委員長 要領改正の趣旨は、要領が根拠とする法律が変わったため、法律の名称と条文を変更するということですか。

事務局 お見込みのとおりです。

委員長 その他特にございませんか。
それでは、この審査要領の改正案について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（他の委員も同意）

委員長 では、原案のとおり決定します。審査要領は附則のとおり本日より施行されます。

【3 その他】

委員長 それでは、次に、「その他」についてですが、事務局から何かございますか。

事務局 今回の審査会の開催見込みについてお知らせします。

現時点では、確定した諮問案件等があるわけではなく、時期については未定となりますが、年度内にお諮りする可能性の高い案件が1件ございます。

マイナンバーの関係ですが、番号制度における特定個人情報保護評価書の第三者点検にかかる諮問を行う可能性があります。

現在、マイナンバーに紐づけられた公金振込先口座情報を事務に利用するため、担当の収税課で準備を進めているということで、今後、パブリックコメントを行った上で、評価書の内容を固めていくこととなりますが、本審査会への諮問はその後ということになります。

内容がはっきりしてまいりましたら、開催時期について調整させていただきますのでよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

委員長 それでは、本日の審査会はこれにて閉会といたします。お疲れさまでした。

16時00分 閉会

※会議録については、要点筆記としています。